

## 都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

### 1 算定式

[平成 32 年の農用地区域内の農地面積の目標値]  
 = [これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成 32 年時点の農用地区域内の農地面積]  
 + [平成 32 年までの集団的に存在する農地等の農用地区域への編入促進及び除外抑制等]  
 + [平成 32 年までの耕作放棄地の発生（荒廃）抑制]  
 + [平成 32 年までの荒廃した耕作放棄地の再生]  
 + [平成 32 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

### 2 設定基準

(1) 平成 32 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②)

- |  |        |
|--|--------|
| ① 平成 21 年（基準年）の農用地区域内の農地面積   | ○○千 ha |
| ② これまで（平成 17 年から 21 年まで）のすう勢が今後も継続した場合における平成 32 年時点の農用地区域内の農地面積                  | ○○千 ha |
| ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外   |        |
| ・ 地方公共団体の具体的な計画によるもの   |        |
| ・ その他の農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外   |        |
| イ 自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断された農地の農用地区域からの除外                                |        |
| ウ 耕作放棄地の発生（荒廃）   |        |
| ・ これまでのすう勢が今後も継続した場合に発生が見込まれる耕作放棄地   |        |
| ・ 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進の効果を検討しない場合に発生が見込まれる耕作放棄地 |        |

(2) 集団的に存在する農地等の農用地区域への編入促進及び除外抑制等 ○○千 ha

- |   |
|---|
| ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地の相当部分の面積を農用地区域に編入。                |
| ② 戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化並びに農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入（今後の施策の取組面積を基に算定）。 |

③ 法の改正に伴う農用区域からの除外要件の見直し及び農地法の改正に伴う農地転用許可基準の見直し並びに制度の適切な運用等を通じ、これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成 32 年までの農地以外の用途に供するための農用区域からの除外面積について、集団的に存在する農地、農業生産基盤整備事業の対象地を中心に抑制等。

(3) 耕作放棄地の発生（荒廃）抑制

〇〇千 ha

農用区域内農地の耕作放棄地の発生については、以下の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成 32 年までの耕作放棄地の発生見込み面積について、田はほとんどの面積を、畑は相当部分の面積を抑制。

ア 戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化等

イ 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援及び地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進

ウ 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積及び不作付地を含む遊休農地の解消に向けた取組の推進

エ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保

オ その他の農業振興施策

(4) 荒廃した耕作放棄地の再生

〇〇千 ha

耕作放棄地全体調査の結果、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等により耕作可能とされた農用区域内の荒廃した耕作放棄地（(2)の①及び②と併せて農用区域に編入されるものを含む。）について、以下により再生・有効利用。

ア 戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化等

イ 遊休農地の解消に向けた取組の推進

ウ 耕作放棄地の再生利用のための対策の推進

エ その他の関連施策

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千 ha

都道府県独自の農地保全施策の推進による農用区域への編入の促進及び耕作放棄地の発生（荒廃）の抑制等各都道府県において独自に考慮すべき事由